



島根県報

平成20年 3月31日 (月)

号外 第 60 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第42号)

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 道路法に基づく次の権限

㊦ 建築基準法に規定する区域内の道路に応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なものを設ける場合の道路の占用の許可をすること。

イ 河川法に基づく次の権限

㊦ 国土交通大臣から流水及び土地の占用並びに土石等の採取の許可をした旨の通知を受理すること。

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく次の権限

㊦ 申請による支援給付の開始又は変更の決定及びその通知

㊧ 職権による支援給付の開始又は変更の決定及びその通知

㊨ 支援給付の停止又は廃止の決定及びその通知

㊩ 支援給付を受けている者 (以下「被支援者」という。) に対する必要な指導及び指示

㊪ 支援給付を必要とする状態にある者 (以下「要支援者」という。) からの相談への対応及び要支援者に対する必要な助言

㊫ 職員に対する立入調査の命令又は要支援者に対する検診の命令及び支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止

㊬ 支援給付の方法の決定

㊭ 保護施設の長が行う支援給付の変更、停止又は廃止の届出の受理

㊮ 支援給付の変更、停止又は廃止及び弁明の機会を与える通知

㊯ 支援者が返還する額の決定

㊰ 葬祭支援給付を行う場合の遺留品の処分

㊱ 扶養義務者からの費用の徴収又は家庭裁判所への申立て

㊲ 不正な手段により支援給付を受けた者又は受けさせた者からの費用の徴収

㊳ 前渡した支援給付として給与し、又は貸与される金銭及び物品の返還の免除

㊴ 被支援者の後見人の選任の請求

エ 温泉法に基づく次の権限

㊦ 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。

㊧ 掲示内容の変更の届出を受理すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく次の権限

㊦ 勧告に従わない場合の公表及びその勧告に係る措置の命令

カ 児童福祉法に基づく次の権限
 (ア) 保護処分を受けた児童に措置を採ること。

キ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく次の権限
 (ア) 保護者への出頭要求又は児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員（以下「児童委員等」という。）への調査等の命令
 (イ) 保護者への再出頭要求又は児童委員等への再調査等の命令
 (ウ) 児童福祉に関する事務に従事する職員への臨検等又は調査等の命令
 (ロ) 一時保護の実施若しくはその委託又は必要な措置の実施

ク 里親の認定等に関する省令に基づく次の権限
 (ア) 養育又は職業指導を継続することが困難となった場合の届出の受理

(2) その他所要の改正

2 施行期日
 平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部道路法の項第4号アロ中「自動車駐車場」の次に「、自転車駐車場」を加え、同号アロを同号アシとし、同号アロの次に次のように加える。

(ウ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

別表支庁の部河川法の項中第25号を第26号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

13 第32条第4項の規定により、国土交通大臣からの第23条から第25条までの許可をした旨の通知を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号及び第15号において同じ。）。

別表支庁の部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の項第3号中「（同項第2号に係るものを除く。）」を削り、同項第4号中「（支庁長の権限に属するものに限る。次号及び第6号において同じ。）」を削り、同部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の項第1号中「（支庁長の権限に属するものに限る。）」を削る。

別表福祉事務所の部生活保護法の項の次に次のように加える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

- 1 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第1項及び第5項の規定による申請による支援給付の開始又は変更の決定及びその通知
- 2 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第25条第1項及び第2項の規定による職権による支援給付の開始又は変更の決定及びその通知
- 3 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定による支援給付の停止又は廃止の決定及

びその通知

- 4 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第27条第1項の規定による支援給付を受けている者（以下この項において「被支援者」という。）に対する必要な指導及び指示
- 5 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第27条の2の規定による現に支援給付を受けているとしないにもかかわらず、支援給付を必要とする状態にある者（以下この項において「要支援者」という。）からの相談への対応及び要支援者に対する必要な助言
- 6 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項及び第4項の規定による調査命令又は要支援者に対する検診を受けることの命令及び支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止
- 7 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条、第31条及び第33条から第37条の2までの規定による支援給付の方法の決定
- 8 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定による保護施設の長の行う支援給付の変更、停止又は廃止の届出の受理
- 9 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止及び弁明の機会を与える通知
- 10 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第63条の規定による被支援者が返還する額の決定
- 11 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第76条第1項の規定による葬祭支援給付を行う場合の遺留金品の処分
- 12 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条第1項及び第2項の規定による扶養義務者からの費用の徴収又は家庭裁判所への申立て
- 13 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定による不正な手段により支援給付を受けた者又は受けさせた者からの費用の徴収
- 14 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第80条の規定による前渡した支援給付として給与し、又は貸与される金銭及び物品の返還の免除
- 15 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第81条の規定による被支援者の後見人の選任の請求
別表保健所の部温泉法の項第1号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第4号中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、「掲示内容」の次に「又はその変更」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
 - 2 第16条第1項又は第17条第1項の規定により、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。
別表保健所の部温泉法施行細則の項第1号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第2号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第3号中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第4号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第5号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改め、同項第6号中「第18条」を「第20条」に改め、同項第7号中「第19条」を「第21条」に改め、同部廃棄物の処理及び清掃に関する法律の項第3号を次のように改める。
 - 3 第12条の6第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置命令
別表児童相談所の部児童福祉法の項中第31号を第32号とし、第14号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。
 - 14 第27条の2の規定により、保護処分の決定を受けた児童に措置を採ること。
別表児童相談所の部児童虐待の防止等に関する法律の項を次のように改める。
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
 - 1 第8条の2第1項の規定による保護者への出頭要求又は児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員（以下この項において「児童委員等」という。）への調査等の命令

- 2 第9条第1項の規定による児童委員等への立入調査等の命令
- 3 第9条の2第1項の規定による保護者への再出頭要求又は児童委員等への再調査等の命令
- 4 第9条の3第1項又は第2項の規定による児童福祉に関する事務に従事する職員への臨検等又は調査等の命令
- 5 第11条第3項の規定による保護者への勧告
- 6 第11条第4項の規定による一時保護の実施若しくはその委託又は必要な措置の実施

別表児童相談所の部に次のように加える。

里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）

- 1 第13条第2項又は第3項の規定により、養育又は職業指導を継続することが困難となった場合の届出の受理

別表県土整備事務所の部道路法の項第4号ア口中「自動車駐車場」の次に「、自転車駐車場」を加え、同号アㇿを同号アシとし、同号アㇿの次に次のように加える。

ㇿ 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

別表県土整備事務所の部河川法の項中第25号を第26号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- 13 第32条第4項の規定により、国土交通大臣からの第23条から第25条までの許可をした旨の通知を受理すること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。次号及び第15号において同じ。）。

別表県土整備事務所の部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の項第3号中「（同項第2号に係るものを除く。）」を削り、同項第4号から第6号までの規定及び同部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の項第1号中「（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）」を削る。

別表高規格道路事務所の部土地収用法の項の次に次のように加える。

道路法

- 1 第95条の2第1項の規定により、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築を行おうとするときに公安委員会の意見を聴き、並びに道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由を通知すること（松江第五大橋道路建設事業及びこれに関連する事業に係るものに限る。次号において同じ。）。
- 2 第95条の2第2項の規定により、第45条第1項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第46条第1項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときに公安委員会に協議すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。